

さいたま市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月22日

さいたま市長

清水 邦人

さいたま市規則第 8 5 号

さいたま市事務分掌規則の一部を改正する規則

さいたま市事務分掌規則（平成 1 5 年さいたま市規則第 8 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 8 条 環境局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 環境局 [略] 資源循環推進部 [略] 産業廃棄物指導課 (1)~(13) [略] <u>(14)</u> [略] <u>(15)</u> [略] [略]	第 8 条 環境局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 環境局 [略] 資源循環推進部 [略] 産業廃棄物指導課 (1)~(13) [略] <u>(14) 土砂のたい積の許可並びに指導及び監視に関すること。</u> <u>(15)</u> [略] <u>(16)</u> [略] [略]

附 則

この規則は、令和 7 年 5 月 2 6 日から施行する。